

藤沢市民病院前方連携システム導入に係る 公募型プロポーザル審査要綱

1 趣旨

公募型プロポーザル審査要綱は、藤沢市民病院（以下「当院」という。）が、前方連携システム導入に係る優先交渉権者を公募型プロポーザル方式により選定するため、公平性及び透明性を確保し、客観的に評価を行うための方法及び基準を示すものである。

2 総則

当院は、プロポーザル参加資格を審査する参加表明書及び本業務の提案書について公平性及び透明性を確保し、客観的な評価を行うことを目的に、審査委員会において評価を行う。審査委員会には、委員長および委員を置き、次のとおりとする。ただし、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員から互選された者がその職務を代理する。また、審査委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。

	所属団体・役職等
委員長	藤沢市民病院 医療安全管理部長
委員	藤沢市民病院 患者総合支援センター副センター長
委員	藤沢市民病院 事務局病院総務課参事
委員	藤沢市民病院 事務局病院総務課主幹
委員	藤沢市民病院 診療部診療科部長
委員	藤沢市民病院 患者総合支援センター主査
委員	藤沢市民病院 患者総合支援センター主査

3 評価点の内容

(1) 評価点の配点方針

評価点は「実施要領」で定める基本的な考え方に沿って、事業者を求める事項の必要性、重要性を基に配点している。

(2) 評価項目と配点

項目	満点 (係数×5)	評価の視点	係数	様式
費用と執行体制	10	・経費配分	1	2-2
		・組織体制、サポート体制	1	2-3
システム関連	60	・情報分析機能	3	2-4
		・医療機関情報の管理機能	3	2-5
		・営業管理機能	3	2-6
		・メール配信機能	3	2-7
セキュリティ、データ提供関連	20	・セキュリティ対策	2	2-8
		・データ提供方法等	2	2-9
その他	10	・独自の提案	2	2-10

(3) 評価方法

評価は、5～1の5段階による評価とする。各ランクの評価基準及び得点化方法は、次のとおりとする。

評価	評価基準	得点化方法
5	特に優れている 特に良好である	5 × 係数
4	優れている 良好である	4 × 係数
3	妥当である 適切である	3 × 係数
2	一部不適切である やや劣っている	2 × 係数
1	妥当でない又は 該当する記載がない	1 × 係数